

## 会 議 録

会 議 の 名 称	第4回朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会	
開 催 日 時	令和2年 4月10日 (金) 午後 3時00分から 午後 3時30分まで	
開 催 場 所	和光市役所3階 全員協議会室	
出 席 者	(和光市) 松本市長、大島副市長 (朝霞市) 富岡市長、關野副市長 (事務局：ごみ処理広域化プロジェクトチーム) 福島リーダー、鈴木サブリーダー、高野メンバー、嶋田メンバー、 新川メンバー、芝垣メンバー (和光市：担当) 伊藤市民環境部長、奥山審議監、紺清副審議監、清水統括技術監 (朝霞市：担当) 宮村市民環境部長、渋谷資源リサイクル課長、木田資源リサイクル 課長補佐 (委託業者・パシフィックコンサルタンツ (株)) 長谷川氏、尾形氏	
会 議 内 容	(1) 新一部事務組合格約 (案) の内容について (2) ごみ処理広域化基本構想 (素案) について (3) その他	
会 議 資 料	資料1 新一部事務組合格約 (案) の内容について 資料2 ごみ処理広域化における負担割合及び財産の取扱いについて 資料3 ごみ処理広域化基本構想 (素案) について 参考1 朝霞和光資源循環組合格約 (案)	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管 (保存年限 年)	
	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法：会長 (和光市長) 決裁		
その他の必要事項	傍聴者 4人	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【開会】

（司会：福島リーダー）

- ・福島リーダーあいさつ

（議長：松本市長）

- ・本日の会議を公開とすることに異議はないか。

（委員意見等）

- ・異議なし。

【傍聴希望者の入室】

- ・傍聴希望者4名

【議題（1）新一部事務組合同規約（案）の内容について】

（事務局説明）

「資料1 新一部事務組合同規約（案）の内容について」、「参考1 朝霞和光資源循環組合同規約（案）」、「資料2 ごみ処理広域化における負担割合及び財産の取扱い（案）について」

- ・新一部事務組合同規約（案）の内容は、第3回協議会で示したものと同様である。
- ・組合名称「（仮称）朝霞和光資源循環組合」とすることを、本日決定したい。
- ・共同処理施設の建設用地は、各種法令に基づく緑化面積、雨水貯留機能、日影規制等を考慮し十分な空き地を設けることや、搬入搬出車両の十分な動線を確保することから、資料のとおり和光市清掃センターの隣地の建設用地で計画している。
- ・公平性・透明性の確保を念頭に、組合事業に係る負担割合及び財産の取扱いを決定する。
- ・負担割合の考え方は、組合設立の日から、ごみ処理施設の供用開始の前日までは、議会費及び総務費は均等割。衛生費、公債費及び予備費は人口割としている。
- ・ごみ処理施設の供用開始以後の経費については、議会費・総務費は均等割。衛生費等については搬入量割としている。なお、用地取得費については、これまでの負担区分によらず、均等割とする。
- ・保有財産の清算方法については、新規取得財産は、土地建物ともに負担割合に基づき、拡張用地取得を、また、整備・維持管理・運営を行う。
- ・保有財産の土地は、無償で新組合へ譲渡することを基本として、測量を実施のうえ清算の必要がある場合には別途協議を行う。
- ・保有財産の建物は、各市の保有とし、用途廃止まで各市で所有・管理するものとしております。

- ・なお、新施設稼働後に考えられる、現在稼働している各市の施設の解体事業は、組合事業として実施することを想定しているが、経費については各市で負担とする。
- ・清算対象財産は、朝霞市クリーンセンター、和光市清掃センター及び旧焼却場となる。
- ・清算時期は、清算対象財産の一部に、現在供用している市道・水路を含むことから用地買収の目途がつく令和5年度に和光市市議会において用途廃止の手続きを行い、その他の財産と一括して清算する。

(委員意見等)

- ・異議なし。

### 【議題（2）ごみ処理広域化基本構想（素案）について】

(事務局説明)

「資料3 ごみ処理広域化基本構想（素案）について」

- ・両市の上位計画等を踏まえ、広域処理の基本方針を設定する。
- ・余熱利用の形態については、発電および温水等の場内利用を優先して考えることとし、場外利用は売電を検討する。
- ・地域貢献の一環として、広域処理施設には環境学習・啓発機能を備えるものとする。また、今後検討を進めていく中で、地域要望についても考慮し、別途検討を行う。
- ・パブリックコメントの結果は、5月に開催予定の第5回朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会にて報告をさせていただく。

(委員意見等)

(關野副市長)

- ・余熱利用について、「交付金要件（発電効率19%）」とあるが、交付金要件は発電効率ではなくエネルギー回収率ではないのか。

(事務局)

- ・ご理解の通り。エネルギー回収率は、発電効率と熱利用率で算出されるものであるが、現段階で熱利用率算定のための有効熱量を想定することが困難であるため、発電効率のみを想定して設定している。

### 【(3) その他】

- ・特になし

### 【閉会】

福島リーダーあいさつ